

一般社団法人日本温泉科学会名誉会員選考規程

平成 29 年 6 月 10 日制定

- 第 1 条 本規程は、一般社団法人日本温泉科学会定款第 6 条第 2 号に定める本学会の名誉会員の推薦に関して、必要な事項を定める。
- 第 2 条 名誉会員推薦の条件は、原則として通常会員歴 30 年以上、満 70 歳以上の会員であり、次のいずれかの中から決めるものとする。
- (1) 会長、理事、代議員（評議員）、監事、参与、編集委員等、学会の設置する各委員会の委員を務めるなど、本会に尽力したもの。
 - (2) 温泉科学の領域に関し顕著な研究業績を残したもの。
 - (3) 温泉科学の領域の研究者の育成に顕著な功績があったもの。
- 2 前項の規定にかかわらず、その功績が上記と同等以上と理事会が特に認めたもの。
- 第 3 条 名誉会員候補者の推薦に当っては、通常会員 3 名以上の連名で、下記の書類を 1 月 1 日から 1 月末日までに会長に提出する。
- (1) 推薦状（候補者の氏名、生年月日、略歴、推薦理由）
 - (2) 活動実績の概要
 - (3) 推薦対象となる業績目録
- 第 4 条 名誉会員候補者の調査は、理事会において選任された 3 名の調査担当理事に、会長が委嘱する。
- 2 調査担当理事は、推薦の条件に照らして第 3 条による書類の内容を精査し、その結果を会長に報告する。
- 第 5 条 名誉会員の決定は、理事会が調査担当理事から提出された精査結果について審議し、理事会の議を経て、会長名で社員総会に提案し承認されなければならない。
- 第 6 条 名誉会員記の授与は、一般社団法人日本温泉科学会大会にて行う。
- 第 7 条 名誉会員は、本学会会費が免除される。
- 第 8 条 名誉会員は、総会における議決権を有しない。
- 第 9 条 本規程の変更は、理事会の議決による。

付 則

本規程は、平成 29 年 4 月 5 日に遡って施行する。